

『本朝文粹』の文人

— 上位入集者とその作品

後藤 昭雄

はじめに

『本朝文粹』は平安初期の弘仁年間（八一〇～八二三）から長元三年（一〇三〇）に及ぶ約二百年間の詩文四三三首を収載する詩文集である。ただし詩は特殊な形式の作品を例示する少数の作（二八首）で、書名が示すとおり、文章が中心である。

その文章にはさまざまな文体があり、その三十八種を、文体ごとにまとめて十四巻に収めている。また作者は六十七人に及び、四七首が入集する大江匡衡から一首のみの作者に至る。

本稿ではこうした『本朝文粹』の有り様を踏まえて、多くの作品が採録されている作者たちについて、どのような文人であるのか、いかなる文章を制作しているのかなどの視点から見えてくることについて考えてみたい。

—

『本朝文粹』に入集する作者六十七人を作品数の多い順にあげると、

大江匡衡―四七首、大江朝綱―四五首、菅原文時―三八首、紀長谷雄―三七首、菅原道真―三六首、源順―三二首、大江以言―二六首、慶滋保胤よしのけのやすなほ―二二首、兼明親王（源兼

作者 文体	大江匡衡	大江朝綱	菅原文時	紀長谷雄	菅原道真	源順	大江以言	慶滋保胤	兼明親王	計
賦		1	2	3	3	1	1		1	12
雑詩				9	2	8			3	22
詔		1	2					2		5
勅書								1		1
勅答		2	3							5
位記				1						1
勅符									1	1
意見封事			1							1
対冊	1	1	1				2			5
論奏			1							1
表・辞状	13	13	9		10				1	46
奏状	8	3	5			3	2		3	24
書状	4	3	1	3			1			12
序	11	11	7	15	19	18	16	10		107
詞									1	1
行			1							1
讀			1							1
銘			2	3	1				2	8
記				1	1				1	4
牒	1			1				1		3
祝文				1						1
起請文									1	1
奉行文						1				1
禁制文						1				1
祭文	1						1		1	3
祝願文		1					1			2
表白文									1	1
発願文									2	2
知識文								1		1
廻文							1			1
願文	7	8	1				2		1	23
諷誦文	1	1	1							4
計	47	45	38	37	36	32	26	22	19	

明)——一九首、紀齊名——二首、都良香——一首(以下省略)
 となるが、兼明親王と紀齊名の間で隔たりがあると思われるので、ここで区切り、大江匡衡から兼明親王までを上位入集者として、これら九人の作品を文体ごとに表に示すと、次のとおりである。

ここから何が読み取れるか、どのような問題を導くことができるのか。
 一見して明らかであるのは、多くが一首のみ、また一桁の数であるなかで、多数の作品が収載される文体があることである。序——一〇七首、表(付辞状)——四六首、奏状——二四首、願文——二三首は二〇首以上がある。⁽¹⁾このことから考えてみよ

う。

この四つの文体が多数を占めるということは、「上位入集者」という枠を外しても同じであり、『本朝文粹』全体で見ると、序―一五六首、表・辞状―四六首、奏状―三七首、願文―二七首である。『枕草子』に「文は……。願文、表、博士の申文（奏状）、また「博士の才あるはめでたしといふもおろかなり。……。願文、表、ものの序など作り出してほめらるるも、いとめでたし」というのは、こうした当時の状況を踏まえているのであった。⁽²⁾

以下、この四文体について、文体ごとに具体的に見ていこう。

まず表を取り上げよう。次の作品が採録されている。⁽³⁾

		賀瑞					
	97	菅原道真	朔旦冬至を賀する表				
		撰政関白の職を辞す					
	98・99	菅原道真	藤原基経の撰政を辞する第一・第二表				
	100	大江朝綱	藤原忠平の撰政を辞する第一・第二・第三表				
	101	藤原忠平	藤原忠平の撰政を辞する第一・第二・第三表				
	102	藤原忠平	藤原忠平の撰政を辞する第一・第二・第三表				
	103	大江朝綱	藤原忠平の撰政を辞する表				
	104	大江朝綱	藤原忠平の撰政准三宮を辞する表				
	105	大江朝綱	藤原忠平の関白を辞する表				
	106	大江匡衡	藤原道隆の関白を辞する表				
	107	大江匡衡	藤原道隆の入道する表				
	108	大江匡衡	藤原道隆の内覧を謝する表三首				
	109	太政大臣を辞す					
	110	大江朝綱	藤原忠平の太政大臣を辞する第三表				
	111	菅原文時	藤原実頼の太政大臣を辞する第二表				
	112	菅原文時	藤原兼通の職を辞する第一表				
	113	菅原文時	藤原兼家の職並びに封戸准三宮を辞する第二・第三・第四表				
	114	大江匡衡					
	115	左右大臣を辞す					
	116	菅原道真	藤原基経の右大臣を辞する第一表				
	117	菅原道真	右大臣を辞する第一・第二・第三表				
	118	菅原道真					
	119	藤原実頼	藤原実頼の右大臣を辞する第一・第二・第三表				
	120	藤原実頼					
	121	大江朝綱					
	122	菅原文時	藤原顕忠の職を辞する第一表				
	123	菅原文時	藤原師尹の右大臣を辞する第三表				
	124	源雅信	源雅信の右大臣を辞する第三表				
	125	源雅信					
	126	源雅信					

- 127 大江匡衡 藤原道長の左大臣並びに章奏を辞する表
 128・129 大江匡衡 藤原道長の左大臣を辞する第二・第三表
 致仕
- 130・131 大江朝綱 藤原忠平の致仕を請ふ第一・第二表
 132 菅原文時 藤原実頼の致仕を請ふ表
 133 菅原文時 藤原実頼の身を乞ふ表
 封戸を辞す
- 134 菅原道真 封戸を減ぜむと請ふ表
 135 菅原文時 藤原師輔の封戸を減ぜむと請ふ表
 136 大江匡衡 藤原兼家の封戸並びに准三宮を辞する表
 隨身を返す
- 137 大江朝綱 藤原忠平の隨身を返す表
 女官を辞す
- 138 菅原道真 源全姫の尚侍を罷めむと請ふ表
 以上のおりである。表の内容によって分類され、類題が
 立てられているが、これは大きく二つに分かれる。賀表と辞
 表であるが、慶事を祝う賀表は最初の一首のみで、以下はす
 べて辞表である。これも撰政関白、太政大臣、左右大臣とい
 う身分で分けられ、その後に致仕（退官）がある。さらにこ
 れらの身分に伴って付与された封戸（特別給付）、隨身とい

った恩典の辞退、返却を求めるものがあり、最後に女官（尚侍）の例が置かれている。このような場合に、臣下が自己の意思を天皇に上奏する文章が表である。なお、その作成は文人が代作するのが通例であるが、菅原道真の118・120及び134は右大臣道真が自らのために書いた作である。

この表が四二首入集するが、作者はわずかに四人である。それも入集数一・二・三位そして五位の大江匡衡、大江朝綱、菅原文時、菅原道真である。なお、表の四二首という数は『本朝文粹』全体で見ても変わらない。すなわち表の作者はこれら四人の文人に独占されている。この四人はいかなる文人か、詳しく説く必要はないであろう。道真が平安朝を代表する詩人文人であることはいうまでもない。大江朝綱（八八六・九五七）と菅原文時（八九九・九八一）はほぼ時代を同じくし、朱雀・村上朝の詩文壇を牽引した。大江匡衡（九五二・一〇一二）は一条朝第一の学儒である。

前掲の一覧を見ると、表は最高位の貴族の進退に関する意思表示であることが理解されるが、その作者は、平安朝の儒家を代表する菅原・大江二氏の四人に限られている。

これらの表は巻五に置かれているが、これには「辞状」が付されている。巻五の目録に「表下附辞状」とある。「状」

であるが、後に見る奏状とは区別されている。その辞状として四首を収める。

139 兼明親王 職（中務卿）を停められんと請ふ状

140 菅原文時 清慎公（藤原実頼）の為の左近衛大将を罷め

んと請ふ状

141 大江匡衡 四条大納言（藤原公任）の為の中納言左衛門

督を罷めんと請ふ状

142 菅原道真 藏人頭を罷めんと請ふ状

これらも官職を辞したいとの申請であり、この点では先の辞表と同じである。では何が表と状を分けているかといえ、答えは容易に出る。官職の高下である。大臣以上の官およびこれに付随する恩典に関しては辞表が用いられ、それ以下の官職の場合は辞状である。ただし、これは『本朝文粹』における分類基準であるようで、時代を遡った詩文集はこれに一致しない。それを都良香（八三四〜八七九）の『都氏文集』、菅原道真（八四五〜九〇三）の『菅家文章』に見ることができ、

『都氏文集』は六巻のうち、半分の三巻を残すだけであるが、幸いに巻三に表が残り、一〇首を採録する。そのなかに次の二首がある。

源大納言（源多）の為の陸奥出羽按察使を讓る第一表

主殿頭当麻大夫の為の致仕を請ふ表

前者は「讓る」とあるが、本文には「伏して願はくは陛下遠慮の心を留めて、微臣が遥領の職を罷めしめんことを」とあり、辞職である。主体が大納言であることは『本朝文粹』の141の作と同じである。後者の「当麻大夫」は当麻鴨継で、『三代実録』貞観十五年（八七三）三月八日条に「從四位下行主殿頭兼伊予權守当麻真人鴨継卒」とある。この表は致仕を乞うものであることから、この没時に近い時の作と考えられる。

このように『都氏文集』には大納言、またこれより遥かに低い從四位下主殿頭という身分の人物が奏上した表がある。

『菅家文章』も同様である。巻十に二三首の表があるが、なかに、

610⁵ 藤大納言（氏宗）の為の右近衛大将を辞する表

614 大学助教善淵朝臣永貞の為の官を解きて母に侍せんと請ふ表

がある。『都氏文集』と全く同じである。

『本朝文粹』では大臣以上の官職に関しては表、それ以下の官職については状という基準で作品を収めているが、早く

にはこのような例がある。

次は詩序⁽⁶⁾を考える。詩序は『本朝文粹』全体で見ても、最も多い一三九首が採録されている。この数字が示すように、詩序は平安朝の貴族社会において最も身近な漢文の文章であったが、そのほとんどは詩宴において作られたものである。

大は天皇が主宰し、皇親、貴族、文人ら数十人が集うものから、小は親しい者数人による雅会まで、多様であるが、いずれも複数の詩篇に冠するものとして作られたものである。文献に散見する「都序」の語はこれを示している。都は〈すべ⁽⁷⁾て〉の意である。個人の一首のみに付された序はきわめて少ない⁽⁸⁾。

詩序の作品数は一三九首であるが、作者は三十人に及ぶ。以下のとおりである。多い順に、

- 一九首—菅原道真
- 一七首—源 順
- 一六首—大江以言
- 一三首—紀長谷雄
- 一一首—大江朝綱
- 一〇首—大江匡衡・慶滋保胤

六首—紀齊名・菅原文時

三首—橘正通・藤原篤茂・都良香

二首—小野篁・紀在昌・高階積善・三善清行

一首—大江澄明・小野美材・嶋田忠臣・菅原雅規・菅原

淳茂・菅原是善・菅原輔昭・高丘相如・橘広相・

藤原雅材・藤原惟成・源英明・源相規・都在中

(十四人)

である。

この数字から、まず思うことは、作者の多さである。先を表と対比すると、いっそう際立ってくる。表は四二首を菅原・大江氏の四人のみで制作していた。それに対して詩序の作者は見るように多くの氏族(大江・小野・紀・嶋田・菅原・高丘・高階・橘・藤原・源・都・三善・慶滋)に互っている。すなわち、作者に関しては、表は極めて閉ざされた文体であり、詩序は開かれた文体であるといえよう。この点で両者は対蹠的な文章であった。

多くの作品が選ばれている作者は、当然のことながら全体の上位入集者と照応しているが(菅原文時まで)、ひとり兼明親王には作がない。詩序の作者は広範囲に及ぶだけに目に付く。

最も多いのは菅原道真であるが、道真には周知のように詩文集『菅家文章』があり、『本朝文粹』所収作の典拠と見ることが出来るが、ここで『菅家文章』の内容を概観し、『本朝文粹』と対照してみよう。『菅家文章』は十二巻から成るが、前半の六巻は詩を収めており、ここで必要なのは後半の六巻である。このような構成である。数字は作品数。

巻七 賦(4)、銘(3)、賛(12)、祭文(2)、記(3)、序(22)、書序(5)、議(2)

巻八 策問(8)、対策(2)、詔勅(9)、太上天皇贈

答天子文(6)

巻九 奏状(27)

巻十 表状(23)、牒状(3)

巻十一 願文(17)

巻十二 願文(16)、呪願文(5)

傍線を付した二つ、「議」と「太上天皇の天子に贈答する文」は『本朝文粹』にはない文体であるが、他の十五種は『本朝文粹』と共通している。まず文体ごとの作品数を見ると、多い順に願文(33)、奏状(27)、表(23)、序(22)となる。これは順序は相違するものの本論が対象としている四文体と一致する。

さて、序(詩序)は二二首であるが、一首(「未_レ旦_レ求_レ衣賦并霜菊詩序」)は賦と詩と両者の序という変則的なものであるので、これを除いた詩序は二二首である。そのうちの一九首が『本朝文粹』に採録されている。すなわち、道真の詩序はそのほとんどが『本朝文粹』に採録されていることになる。

次に願文を見る。次のとおりである。

神祠修善

400 慶滋保胤 菅丞相の廟に賽_まゆる願文 寛和二年(九八六)

401 大江匡衡 尾張熱田社に大般若経を供養する願文 寛弘元年(一〇〇四)

元年(一〇〇四)

供養塔寺

402 大江維時 村上天皇の雲林院の塔を供養する願文 応和三年(九六三)

403 大江匡衡 藤原道長の浄妙寺を供養する願文 寛弘二年(一〇〇五)

404 大江匡衡 藤原道長の浄妙寺の塔を供養する願文 寛弘四年(一〇〇七)

四年(一〇〇七)

405 大江匡衡 真救の卒塔婆を供養する願文 永延三年(九八九)

四年(一〇〇七)

405 大江匡衡 真救の卒塔婆を供養する願文 永延三年(九八九)

八九)

- 雑修善
- 406 大江維時 朱雀院の八講を修せらるる願文 天慶十年
(九四七)
- 407 大江朝綱 朱雀院の賊を平らげし後に法会を修せらるる願文 天慶十年
- 408 兼明親王 自筆法華経を供養する願文 貞元元年(九七六)
- 409 三善道統 空也の金字大般若経を供養する願文 応和三
年(九六三)
- 410 大江匡衡 仁康の五時講を修する願文 正暦二年(九九二)
- 411 慶滋保胤 奄然入唐の時、母の為に善を修する願文 天
元五年(九八二)
- 追善
- 412 大江朝綱 陽成院四十九日願文 天暦三年(九四九)
- 413 大江朝綱 朱雀院四十九日願文 天暦六年(九五二)
- 414 大江朝綱 朱雀院周忌願文 天暦七年(九五三)
- 415 菅原輔正 円融院四十九日願文 正暦二年(九九二)
- 416 大江以言 花山院四十九日願文 寛弘五年(一〇〇八)
- 417 大江匡衡 一条院四十九日願文 寛弘八年(一〇一一)
- 418 大江朝綱 村上天皇后四十九日願文 天暦八年(九五四)
- 419 慶滋保胤 尊子内親王四十九日願文 寛和元年(九八五)
- 420 大江朝綱 左大臣息女女御四十九日願文 天暦元年(九
四七)
- 421 慶滋保胤 大納言息女女御四十九日願文 寛和元年(九
八五)
- 422 菅原文時 藤原伊尹報恩(亡父母)修善願文 天禄二年
(九七一)
- 423 大江朝綱 重明親王亡妻四十九日願文 天慶八年(九四
五)
- 424 大江朝綱 亡息四十九日願文 天暦四年(九五〇)
- 425 大江匡衡 源宣方四十九日願文 長徳四年(九九八)
- 426 大江以言 覚運僧都四十九日願文 寛弘四年(一〇〇七)
- 内容によって分類されている。「神祠修善」「供養塔寺」は
類題に明らかである。「雑修善」には法会、經典の供養、私
事などにおける作を収める。願文の語から直ちに連想する内
容を持つのが「追善」であるが、これは次のように排列され
ている。一首(422)を除いては四十九日と周忌(414)におけ
る作であるが、これらは天皇、母后、内親王、女御と対象者
の身分の順に置き、422以下は願主と追善の対象者の関係によ
って亡父母、亡妻、亡息のための作、さらに妻の夫を悼む作
を配し、最後に僧侶のための作を置く。このように願文の分

類排列はその目的、場、願主、修善の対象などの多様性を示すことが意図されている。

作者に目を向けると、二つのことが注目される。まず、本稿が対象としている上位入集者九人のうち、紀長谷雄、菅原道真、源順の作がないということ、もう一つは追善願文のうち、天皇を悼む作はすべて大江氏か菅原氏の文人が執筆していることである。後者は先に見た表の作者と同一の事実である。これはやはり意図されたことと考えられる。

前者の道真ら三人の作がないことについては、これと関連することとして各作品の制作時に注目したい。ために前掲の一覧にこれを記したが、制作時が最も早いのは123の天慶八年(九四五)である。朱雀朝である。これに先立つ宇多朝や醍醐朝の願文は採録されていないのである。この時代に願文が書かれなかつたわけではもとよりない。

直ちに想起されるのは『菅家文章』である。先に示したが『菅家文章』には三三首の願文がある。これは文体ごとの作品数としては詩序より多く、集中最も多い。また同時代の紀長谷雄にもわずかではあるが『作文大体』『言泉集』(大谷大文学本)、叡山文庫蔵『類句集』に一部が残り、願文を制作していることが知られる。これらが対象となっていれば、宇

多・醍醐朝の作品も入集してはいたはずである。道真については、詩序は『菅家文章』の二二首のうち一九首もが採録されている。このことを思い合わせると、願文はなぜ一首も採られていないのかの思いが生じる。

もう一つのことがある。『菅家文章』の願文には『本朝文粹』にはない内容の作品があるが、なかで注目したいのは慶祝の願文である。願文は亡者追悼の文章と考えてしまう常識とは対蹠的な願文である。しかも五首(あるいは六首)がある。次のとおりである。

636 刑部福主むねのみの為の四十賀の願文

643 温明殿ぬるみの女御(源厳子)の為の尚侍殿下(源全姫)の六十算を賀し功德を修し奉る願文

648 南中納言(南淵年名)の為の右丞相(藤原基経)の四十年を賀し奉る法会の願文

658 木工允平のり遂良の先考の為に功德を修し兼ねて慈母の六十

齢を賀する願文

662 宮道友兄みやとみの為の母氏の五十齢を賀する願文

665 中宮(班子女王)の令旨を奉りて第一公主(忠子内親王)の為に四十齢を賀する願文

いずれも四十に始まり十年ごとに行われる算賀のための作

である。なお、658は父の追善と母の賀を祝うことを併せ述べた特異な作品である。

先に見たように『本朝文粹』はいろいろな場合に制作された願文を例示して、その世界の拡がりを示そうとしている。そうした意図に即して言えば、慶祝の場のために作られた作もあつてよかつた。このようなものねだりを言うのは、『本朝文粹』を承けて編纂された『本朝続文粹』には、『文粹』の至らざるを補うかのように祝賀の願文「堀河左大臣（源俊房）七十賀願文」（卷十二、大江匡房）があるからである。

奏状

奏状は臣下が意見を申し述べる、また事を請願する文章である。『本朝文粹』では巻五〜七に互つて三七首を採録するが、次のように分類されている。

学館を建つ	一首
仏事	五首
官爵を申す	二一首
讓爵を申す	二首
学問料を申す	三首

左降人の帰京を請ふ 一首

省試詩論 四首

「学館を建つ」については後述する。「讓爵」は自身の位階を停めて代わりに父や子の位階を上げることが請う。「省試詩論」は大学寮における文章生試験の結果をめぐる争論である。

数字が示すように「官爵を申す」、官職への補任、位階の昇叙を請う『枕草子』にいう「博士の申文」が中心となる。

作者は十六人に互るが、作品数の多い順に挙げると、次のようになる。

八首 大江匡衡

五首 菅原文時

三首 大江朝綱・兼明親王・源順・紀齐名

二首 大江以言・平兼盛

一首 菅原倫寧・高丘五常・高階成忠・橘直幹・藤原篤

茂・文室如正・源為憲・三善道統

大江匡衡から源順までは本稿が主題としている上位九人に入る。大江以言もその一人であるが、残る三人の名がない。

それは紀長谷雄、菅原道真、慶滋保胤である。長谷雄、道真は宇多・醍醐朝文壇の中心人物である。その作品が採られて

いない。先に願文について見たのと同じ事象である。そこで願文と同じように作品の制作時を確かめてみよう。

奏状は文章としての性格上、制作（奏上）の年月日が明記されている。これを欠くものが四首あるが、うち三首は前後の作から推定することができる。これに基づいて見てみると、最も早いのは醍醐朝の延長三年（九二五）三月十五日の大江朝綱の149「温職を申す状」であり、最も遅れるのは一条朝の寛弘六年（一〇〇九）正月十五日の大江匡衡の163「美濃守を申す状」である。併せて記しておく、醍醐朝（八九七～九三〇）の作一首、村上朝（九四六～九六七）の作一〇首、円融朝（九六九～九八四）の作九首、一条朝（九八六～一〇一〇）の作一六首となる。

ここで日付を欠く残る一首を見なければならぬ。「学館を建つ」に分類された高丘五常の143「在納言の為の奨学院を建立する状」である。これは中納言在原平が、自らが属する在原氏および源氏、平氏など皇統氏族の学生のために、大学寮に付属する別曹、奨学院の設立を願った文章である。歴史史料を勘案すると、元慶五年（八八一）の作と考えられる。⁽⁹⁾ すなわち、一気に四十数年を遡って唯一の九世紀の作となる。

奏状の時代的分布は右のとおりであるが、菅原道真の作はない。このことを言うのは『菅家文章』に作品数として願文に次ぐ二七首の奏状があるからである。すなわち、前述の願文の場合と同じことが奏状についても見られるのである。付言しておく、表に関してはこのようなことはない。『菅家文章』所収の二三首のうち六首が『本朝文粹』に入集する。『本朝文粹』における主要な四つの文体―詩序、表、奏状、願文の上位入集者九人の作品数に注目することから、以下のことが見えてくる。

表は四二首が収載されるが、作者は大江・菅原両家の四人に限定される。これは『本朝文粹』全体に比べてみても同じである。表はきわめて限られて文人が制作する文章であった。なお、願文のうち、天皇に関する作も同様である。

詩序は最も多い一〇七首が収載されるが、八人が執筆している。『本朝文粹』全体で見ると、作品数は一三九首で、三二首が増えるのに対し、作者は三十人と四倍近くに大きく増大する。すなわち詩序は広く多くの文人に開かれた文章であった。この点で、表とは対蹠的である。

願文で目に付くことは、菅原道真、紀長谷雄、源順の作が採録されていないことである。道真については『菅家文章』

と見比べることができるが、『菅家文章』には文体別では最も多い三三首がある。詩序は二二首が収められているが、そのうち一九首が『本朝文粹』に収載されていて、作者別では第一位である。そうであるだけに願文が全く採録されていないことが目に付くが、『本朝文粹』収載の願文は天慶八年（九四五）の作が最も早く、それ以降の作品を収める。ために菅原道真また紀長谷雄の作は存在しないわけである。

順については広く史資料を見渡しても、残るのは『朝野群載』巻二所収の一首と『多武峯略記』の天禄三年（九七二）三月に藤原伊尹が多武峯講堂の供養を行った折にその願文を作ったという記録¹¹だけである。順は願文を執筆することは少なかったのかもしれない。次節で見る旺盛な詩序の制作活動とは対蹠的である。

奏状についても菅原道真、紀長谷雄また慶滋保胤の作がない。所収の奏状の制作年次を確かめると、二三首中、二一首は村上朝以降の作である。『本朝文粹』編纂時に近い年代の作品が集められている。道真、長谷雄の作の入集がないのは、この事情によるのであろうか。願文の場合と類似する。

二

個別の問題として、源順の詩序について考える。

順は全体では三三首が入集し、六位となるが、詩序は道真に次ぐ一七首が採られている。すなわち詩序の比率が高いといえるが、また内容の面でも一つの傾向が見られる。

一七首の表題は次のとおりである。

204 第七親王の読書閣に陪りて「弓勢は月の初三」を賦す詩の序

218 奨学院に「春は生ず霄色の中」を賦す詩の序

221 後三月、都督大王の華亭に陪りて「今年は又春有り」を賦す詩の序

226 九月尽日、仏性院に秋を惜しむ詩の序

229 淳和院に遊びて「波は水中の山を動かす」を賦す詩の序

231 貞上人の禪房に過ぎりて庭前の水石を翫ぶ詩の叙

259 右親衛源將軍の初めて論語を読むに陪る詩の序

271 禄綿を賀する詩の序

296 西宮の池亭に「花開きて已に樹を匝る」を賦す詩の序

301 浄闍梨の洞房に「花光水上に浮かぶ」を賦す詩の序

302 白河院に遊びて「花影春池に浮かぶ」を賦す詩の序

307 上州大王の池亭に陪りて「水を渡りて落花来たる」を賦す詩の序

311 棲霞寺に「霜葉林に満ちて紅なり」を賦す詩の序

312 源才子の文亭に過ぎりて紅葉を賦す詩の序

314 神泉苑に「葉下ちて風枝疎らなり」を賦す詩の序

322 五覚院に遊びて「紫藤花落ちて鳥関閑たり」を賦す詩の序

323 白河院に遊びて「秋花露を逐ひて開く」を賦す詩の序

これらの作品のうち、詩宴の場、その主宰者などを明らかにできるものを確認していこう。

204 第七親王邸詩序

「第七親王」は村上天皇の皇子、具平親王である。その書斎で侍読の宮内丞橋正通、近江掾慶滋保胤らと行った詩会の序。制作時は保胤の官職から、円融朝の貞元二年（九七七）頃と考えられる。

218 奨学院詩序

奨学院は皇統である王や源氏、平氏、在原氏などの賜姓氏族の子弟の修学を援助するための大学寮付属の別曹である。前節で触れた、高丘五常「在納言の為の奨学院を建立する状」（巻五・143）は当院の設立に際してその目的を述べた奏

状である。在納言は中納言在原行平。弘仁九年（八一八）、

平城天皇皇子、阿保親王の子として生まれたが、天長三年（八二二）兄弟と共に臣籍に降り在原の姓を賜った。行平は

元慶五年（八八一）、既設の藤原氏の勸学院の例に倣つて、

私邸に奨学院を建設し、仁和四年（八八八）に至つて、これを別曹とすることを申請し、昌泰三年（九〇〇）に認可されている。¹³ 順も当然のこととして奨学院に在籍して学んだ。229

の淳和院詩宴の序に「奨学院の鯁生源順」と称している。

この奨学院詩序は次のように筆を起こす。

夫れ時は青帝の上月に属し、候は紫姑の後朝を迎ふ。風

煙惟れ新たに、宴会旧に仍る。座に満つる者は天枝帝葉、

一に庸流に非ず。智を闡はす者は琢玉練金、皆是れ偉器

なり。道の光華、斯に在らずや。

時は正月十六日、ここに会するのは皇統に連なる人々。切磋琢磨の練達の士が詩を競い合うという。

221 都督大王邸詩序

表題に「後三月、都督大王の華亭に陪り」とある。「後三月」は閏三月をいうが、本文には「時に聖曆元を改め、老春閏を得たり」とある。順の生存時（九一一〜九八三）にあつて改元が行われ、かつ閏三月があつた年は応和元年（九六

一)に限られる。そうしてこの時、都督大王すなわち大宰帥の官に在った親王は章明親王である。章明は醍醐天皇の第十三皇子である。本文に、

洛城の以東に、一つの勝地有り。都督大王の深宮なり。

大王は才華清英にして、徳宇凝邃^{モウダウ}なり。漢の景帝の十有三子、最弟其の名を忝なくするを謝^はぢ、梁の孝王の曲観平台、誰人か其の学を好むを聞きし。

とあるが、章明親王との比較の対象として、漢の景帝の十三子のうち、その「最弟」を持ちだしているのは、章明親王が第十三皇子だからであり、その邸第が「洛城以東」にあるというのも、「東北辺の末、鴨河堤の内に、彈正尹章明親王の第有り」(『政事要略』巻六九、致敬拝礼下馬)とあるのに符合する。

以上を要するに、これは応和元年閏三月、大宰帥の章明親王が洛東の邸宅に催した詩宴の序である。¹⁴⁾

26 九月尽日、仏性院詩序

このように言う。仏性院は都京と延暦寺を往来する人々の休息の場として、藤原朝成が比叡山の麓、西坂本の地に建立したものである。建立の後、人々が便宜を得るのみならず、季節ごとに『法華経』の講釈が行われ、僧俗結縁の場ともな

っていた。今日の宴も講釈終了の後、朝成の、秋が終わる今日、逝く秋を心行くまで惜しもうではないか、という主唱の下に「秋を惜しむ詞」を詠することとなった。この席には主客として参議右兵衛督源重光と参議右大弁の源保光が在った。朝成は重光、保光兄弟(醍醐天皇皇子代明親王の子)にとつては母方の叔父という縁戚にあつた。また、重光、保光の前記の官職から、この宴が行われたのは天禄元年(九七〇)から同三年までのいずれかの年ということになる。¹⁵⁾

231 貞上人禪房詩序

表題は「夏日、王才子と貞上人の禪房に過ぎり庭前の水石を翫ぶ叙」。本文に「夫れ貞上人は我が師なり、王才子は我が友なり。師を尋ねて友と結ぶ。寔に縁有り」という。貞上人は貞某あるいは某貞なる僧である。順が「我が師」と称する人物で、素性を知りたく思うが、手がかりがなく、未詳である。注目したいのは貞上人の僧房を王才子と同行して訪ねていることである。「才子」は多く大学寮に学ぶ者をいう。¹⁶⁾

229 「淳和院に遊ぶ詩序」の結びに、「時や我が党の才子十有餘輩、南曹の二窓を出でて、西京の一洞に入る。名は遊覧と雖も、実は文章を闘はず。勸学院の鴻才の藤慙、忽ち妙句を賦し、奨学院の鯁生源順、聊か大綱を記すと爾云ふ」という

のも、これをよく示している。南曹とは後出の勸学院と奨学院をいう。この二院は藤原氏及び源氏らの賜姓氏族の学生（大学寮に学ぶ者という広義）のための別曹であるが、共に大学寮の南側に位置したので、かく称された。すなわち、ここに見える才子は南曹に属する学生らを指している。王才子も王族として順と共に奨学院に学ぶ身であつたに違いない。

ここで併せて312「源才子の文亭に過ぎりて紅葉を賦す詩序」を見ておこう。

文頭に「崇仁坊の北に、一つの風亭有り。姓は源、字は文、是れ其の主なり。人は天才の卓犖たかくに誇り、亭は地勢の幽深を称せらる」という。崇仁坊は左京八条。卓犖は極めて優れていること。源才子は字は文であるという。字とは大学寮に学ぶ学生に与えられる別称である。この源才子が字を持つということは学生であることを意味する。この源文もまた源氏であることから、奨学院に籍を置いていたに違いない。

259 右親衛源将軍『論語』読書宴詩序

「康保三年の夏、右親衛源将軍、翰林藤学士を招きて、初めて魯の論語を読む。時人以為らく、下問を恥ぢず、能く文宣王の遺訓を守ると」と書き起こす。「文宣王」は孔子をいう。これによって「右親衛源将軍」及び「翰林藤学

士」は容易に知ることができる。康保三年（九六六）の右親衛将軍、右近衛中将の官に在った源氏みなもとは延光である。

代明親王の子で、天徳四年（九六〇）十月、右近衛権中将に任じられ（『公卿補任』康保三年条）、康保三年二月二十一日の内宴の記事には右近中将として見える（『西宮記』

卷二、内宴）。また「翰林藤学士」、文章博士の藤原氏は藤原後生（俊生とも）で、天徳四年以来、文章博士の官に在つた。⁽¹⁷⁾

この詩序は康保三年、源延光が藤原後生に就いて『論語』を読んだ時の竟宴における序である。

296 西宮池亭の花宴の詩序

この序も先に読んでいるので、⁽¹⁸⁾ここで必要な点を摘記する。西宮は永寧坊、右京四条に在った源高明の邸第である。高明は醍醐天皇の皇子で、臣籍に降下したが、211序の章明親王、また後出の307序の盛明親王、311序の重明親王と兄弟である。

高明が本序では「応和の大納言」と称されている。このことから、詩宴が行われたのは、高明がその官に在った応和元年（九四一）から四年の間となるが、また順は自身のことを「戸部郎中」、民部丞と称している。順は応和二年に民部少丞となつているので、二年以後となる。花宴の日については文

中に「時や三月三日、鳥有り花有り」という。三月三日であるが、二年にはその日に宮中で曲水宴が開かれていることから、高明は自邸に宴を催すことを遠慮したのであろう。これらを考え合わせて、応和三年か四年のこととなる。⁽¹⁹⁾

302・303 白河院詩序

共に白河院に催された詩宴の序であるので併せて述べる。

また共に宴の催行年時、主宰者、参加者等について論証を行っている⁽²⁰⁾ので、これに基づいて要約する。

まず302詩序から。第一段につきのようにいう。

白河院は故左相府の山庄なり。黄閣を掩^{おほ}ひてより、緑蕪を掃はず。煙柳眉を斂^{おさ}めて、二年の春空しく暮れ、水石咽^{なげ}ぶが如く、三廻の秋闌^{たけなわ}ならんと欲す。左武衛藤相公、尊閣の遺徳を恋ひ、勝地の旧遊を慕ひて、遂に詹事納言、尚書相公と簾幌を巻き筆硯を並べて、聊か暇日に遊覧す。

「黄閣」、大臣が薨じて三度目の秋というが、この大臣は安和二年（九六九）十月に没した藤原師尹であり、詩宴が催されたのは天禄二年（九七二）となる。そうして主宰者の「左武衛藤相公」、参議左兵衛督は嗣子の濟時である。また賓客の「詹事納言」は権中納言春宮大夫の源延光、「尚書相公」は参議右大弁の源保光である。

ついで302詩序を考える。次の叙述がある。

夫れ年に必ずしも閏在らず、閏は必ずしも春に在らず。今年閏は二月に在り。豈^あ花鳥時を得たる春に非ずや。然もなほ都人士女の花を論ずる者、多く白河院を以て第一と為す。……是を以て、大長秋・左監門・戸部尚書の三納言、右武衛・執金吾・左大尚書の三相公、及び當時の賢大夫の、心和漢に通じ、手絃管に巧みなる者、或いは仙闌自りし、或いは第宅自りし、冠蓋相望んで、皆以て追ひ尋ぬ。其の主を誰とか為す、左武衛藤相公なり。善く箏を弾じ能く筆を翫ぶ、誠に花月の主なり。

「今年閏は二月に在り」がこの詩序催行の時を明らかにする。これに当たるのは天禄三年（九七二）である。このことから、主宰者及び参加者を知るのは容易である。主宰者「左武衛藤相公」は先の藤原濟時、参加した貴紳の「大長秋・左監門・戸部尚書」の三中納言は中宮大夫藤原朝成、左衛門督源延光、民部卿藤原文範、「右武衛・執金吾・左大尚書」の三参議は右兵衛督源重光、右衛門督藤原齊敏、左大弁源保光となる。

307 上州大王邸詩序

詩序は末尾で作者が自身の述懐を記するのが通例であるが、

この序でも「学を好みて益無き者有り、前の泉州刺史順なり、……九年散班に沈んで、空しくけいがん稽舎の左鬢を添ふ」という。和泉守の任を解かれてのち九年間、無官のままであるというのであるが、これを彼の官歴(『三十六人歌仙伝』)に引き合わせてみると、天元二年(九七九)のこととなる。上州大王はこの時の上野太守あるいは上総太守である。それは盛明親王また致平親王であるが、どちらであろうか。文中に「大王、翰林両菅学士と通家なり」とある。親王は二人の文章博士菅原氏と縁戚であるというのであるが、盛明親王は菅原在躬の娘を妻としている(もう一人の文章博士菅原文時との関係は未詳)。もう一つ、「今大王の遊ぶ所は、本是れ寛平太上の遊ぶ所なり。花は一代を隔てて、再び其の榮をはな発ひらき、水は二主に逢ひて以て重ねて其の色を澄ましむ」とある。親王のこの邸宅はかつて宇多上皇が宴を催された所であり、花は一代を隔てて再び花を開いているという。この一代とは醍醐天皇(宇多天皇の子)をいう。醍醐天皇の皇子、盛明親王にとつては一代であるが、村上天皇(醍醐天皇の皇子)の皇子である致平親王は二代を隔てることになる。以上の二点から、上州大王は盛明親王である。⁽²⁾

311 栖霞寺詩序

表題は「初冬、栖霞寺に同とに「霜葉林に満ちて紅なり」を賦す。李部大王の教に応ふ」とある。「教」は仰せの意。「李部大王」、式部卿親王の主宰であることを明記する。まず詩宴の時を尋ねると、末尾に「順 暮年にして桂を折る」とある。順が文章生となった天曆七年(九五三)十月以後となる。これに当たる親王のうち、栖霞寺と関わりを有する人物は誰か。それは重明親王である。醍醐天皇皇子で、母は源昇の娘。天曆四年に式部卿となる。詩宴の場となった栖霞寺は嵯峨源氏、源融とらの別業で栖霞観と称されていたが、融の一周忌に当たる寛平八年(八九六)、ここに寺が建立された。その折の菅原道真の「両源相公の為の先考の大臣の周忌法会願文」(『菅家文章』卷一二666)から、「両源相公」がこの法会の願主であることが知られるが、この二人は融の子、湛たみと昇(重明親王の外祖父)の兄弟である。次の叙述がある。

所天(父)尋常に言ひて曰く、「栖霞観は嵯峨の聖靈久しく観賞を留めたまふ。仮使たと暫く風月優遊の家と為るも、唯願はくは終つひには香華供養の地と作らんことを」と。是の故に弟子ら新た堂構を彼の観に添へ、全く經典を其中に収む。

融の遺志に従って、ここに寺を建て經典を収めるといふ。重

明親王から見ると、栖霞寺は外曾祖父融・外祖父父昇を通して深い所縁のある場所であった。その故であるう、親王は天慶八年（九四五）十二月二十七日、亡妻（藤原寛子）のための法会を栖霞寺で行っている（『李部王記』）。李部大王は重明親王と考えられる。詩宴が行われたのは、順が文章生となつた天曆七年十月から重明親王薨去の同八年九月以前の「初冬」すなわち天曆七年の十月となる。^②

314 神泉苑詩序

表題は「冬日、神泉苑に於いて同に「葉下ちて風枝疎らなり」を賦す」。このようにいう。

神泉苑は禁苑の其の一なり。……戸部省侍郎以下、儉かに暇予を其の間に取る。蓋しまた漁釣を禁じて、吟詠を禁ぜざればなり。

「戸部省」は民部省の唐名、「侍郎」はその大輔をいう。冬の一、民部省の大輔以下が休暇を取って神泉苑に遊び詩を賦したという。これから、順の官歴が思い合わされる。順は応和二年（九六二）正月、民部少丞に任じられ、翌三年に大丞に昇り、康保三年（九六六）に下総権守に転じている。詩序はこの間の作であろう。ではこの詩遊の主唱者となつた大輔は誰であろうか。史料に尋ねると、『扶桑略記』応和元年

三月五日条にその名が見える。この日、村上天皇が冷泉院の釣殿に桜花の宴を催し、多くの文人が召されて詩を賦したのであるが、その一人に「民部大輔保光」がいる。ちなみに順も侍している。保光は天曆八年（九五四）十月にこの官に就いている（『公卿補任』天禄元年）。そうして康保二年五月には右中弁の官に在った（『朝野群載』卷二二）。

以上を要するに、この詩遊は民部大輔源保光の主唱のもとに、応和二、三年、康保元年のいずれかの冬に行われている。

322 五覚院詩序

表題は「三月尽日、五覚院に遊びて同に「紫藤花落ちて鳥関閑たり」を賦す」。次のように記す。

嵯峨院は我が先祖太上皇の仙洞なり。……五覚院は彼の院の西洞なり。大師仙遊を尋ねて洞房を占め、仏智を写して以て沙界を利す。……是の故に我が道の通儒、吏部善侍郎、詩客十余人を率ゐて、先づ氷雪の尊顔を拝し、遂に風煙の勝趣に感ず。

これに依つて五覚院は、嵯峨天皇の別業であり後院となつた嵯峨院の西房であつたことが知られる。また空海が止住したこともあつたという。きわめて由緒ある場所なのである。ゆえに「吏部善侍郎」は十数人の詩人らと、ここで逝く春を

惜しむ雅遊を催したとあるが、この吏部善侍郎は未詳である。吏部侍郎は式部大輔の唐名であり、善は三善氏と考えられるが、該当する人物を見出せない。これは措くとして、文頭の「嵯峨院は我が先祖太上皇の仙洞なり」には嵯峨源氏の皇統に連なる者としての順の強固な家門意識をうかがうことができる。

以上、論証に紙幅を費やしたが、これを整理していこう。各序のキーワードを抜き出すと、このようになる。

- 204序 具平親王、橘正通、慶滋保胤
- 218序 奨学院
- 221序 章明親王
- 226序 仏性院、藤原朝成、源重光、源保光
- 231序 貞上人、王才子（共に実名は未詳）
- 259序 源延光
- 296序 西宮、源高明
- 302序 白河院、藤原濟時、藤原朝成、源延光、藤原文範、源重光、藤原齊敏、源保光
- 307序 盛明親王
- 311序 栖霞寺、重明親王
- 312序 源才子（未詳）

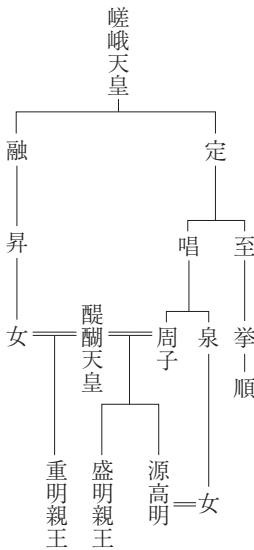
314序 神泉苑、源保光

322序 五覚院（嵯峨院）、吏部善侍郎（未詳）

323序 白河院、藤原濟時、源延光、源保光

これらから何が見えてくるか。人と所に分けて考える。

まず人について。すぐに気づくのは親王が四人（具平・章明・盛明・重明）いることである。このうち具平親王以外の三人は醍醐天皇の皇子であるので、源氏であるが高明もこれに準じる者と見ることができ。さらに醍醐天皇の皇子四人のうち、章明親王を除く三人は母にも注目しなければならぬ。盛明・重明親王、源高明の母は嵯峨源氏である。略系図で示すと次のようになる。



この三人は母を通して順と同じ嵯峨源氏の血を承けている。なお高明は妻も嵯峨源氏である。

次いで源氏の重光・保光・延光の三兄弟、いわゆる「三光」（『二中歴』巻一三、名人歴）である。醍醐皇子の代明親王の子であるが、白河院（302・323）また仏性院（226）、神泉苑（314）での詩宴に複数回列なっている。次のようになる。

重光	226	302
保光	226	302 314 323
延光	259	302 323

さらに王才子と源才子である。才子と称しているのが、前述のように大学寮に学ぶ身である。王氏といい、源氏という。共に奨学院に属していたはずである。

以上の親王、源氏、王氏、いずれも皇統に連なる人々である。

次に所であるが、親王邸及び源高明の西宮は、人として見た。その他を見る。

奨学院（218序） 前述のように皇統の王や源氏、平氏、在原氏などの賜姓氏族のための別曹である。

栖霞寺（311序） 先には「李部大王」、式部卿親王は重明親王であることを明らかにすることを主眼として述べたが、そこ

で論証に用いた菅原道真の「両源相公の為の先考の大臣の周忌法会願文」の一部をもう一度引用する。

所天（父）尋常に言ひて曰く、「栖霞観は嵯峨の聖靈久しく叡賞を留めたまふ。仮使暫く風月優遊の家と為るも、唯願はくは終には香華供養の地と作らんことを」と。

「所天」は親王の外祖父源昇にとつての父、融であるが、彼はいつもこう言っていた。栖霞観は「嵯峨の聖霊」、嵯峨天皇（融の父）が長きに亘って遊覧を楽しまれた所なのだ。

栖霞観は融の別荘として知られているが、そもそもは嵯峨天皇（上皇）ゆかりの地なのであった。

五覚院（322序） これも先述のように、嵯峨上皇の後院、嵯峨院の子院である。

以上のように、詩宴の場となったこれらは、嵯峨天皇に所縁ある所、また皇統に関わる所であった。

『本朝文粹』には全作品の三分の一に近い一三九首の詩序があるが、源順の作は菅原道真に次ぐ一七首が採録されている。そうして、その作品からは、順が嵯峨源氏であることを強く意識し、皇統の人々との交わりのなかで、また所縁ある場が多く制作活動を行っていたことが明らかになる。

注

- (1) 雑詩も二二首があるが、本稿は本朝文粹論として、文章を対象とするので、詩は除外する。
- (2) 拙稿「文は、願文・表・博士の申文」(『本朝漢詩文資料論』勉誠出版、二〇一二年)
- (3) 巻五の目録では表に辞状を付属させているが、後述のように両者は区別されているので、分けて考える。
- (4) 新日本古典文学大系「本朝文粹」の作品番号。
- (5) 日本古典文学大系「菅家文章」の作品番号。
- (6) 「本朝文粹」は文体としては「序」と立項し、これをさらに「書序」「詩序」「和歌序」に分類するが、大部分を占めるのは詩序であるので、これを以って代表させる。
- (7) 都良香「陪左丞相東閣聽源皇子初学周易」詩序(『本朝文粹』巻九25)の「良香謹拝高命、不敢違之。聊染疎毫、上其都序」は一例である。
- (8) 拙稿「平安朝漢文学史の輪郭―詩序を例として」(『平安朝漢文学史論考』勉誠出版、二〇一二年)。
- (9) 拙著「本朝文粹抄」三(勉誠出版、二〇一四年)第九章「在納言の斐学院を建立する状」。
- (10) 拙著「本朝文粹抄」三、第七章「西宮の池亭に「花開きて已に樹を匝る」を賦す詩の序」。
- (11) 拙稿「扶桑集」の詩人(三)(『成城国文学』第三七号、二〇一二年)。
- (12) 拙著「本朝文粹抄」三、第六章「第七親王の読書閣に「弓勢は月の初三二」を賦す詩の序」。
- (13) 注9に同じ。
- (14) 拙稿「属文の王卿―醍醐系皇親」(『平安朝漢文学論考』補訂版、勉誠出版、二〇〇五年)。
- (15) 拙著「本朝文粹抄」六(勉誠出版、二〇二〇年)第九章「仏性院に秋を惜しむ詩序」。
- (16) 拙稿「源為憲と藤原有国の交渉をめぐる」(『日本歴史』第七一五号、二〇〇七年)。
- (17) その経歴、文業については、拙稿「扶桑集」の詩人(四)(『成城文藝』第二五五号、二〇一二年)参照。
- (18) 注10に同じ。
- (19) 神野藤昭夫「源順伝」断章―安和の変前後までの文人としての順(『跡見学園女子大学国文学科報』13、一九八五年)を参照した。
- (20) 拙稿「白河院の詩遊」(『平安朝漢文学論考』補訂版、勉誠出版、二〇〇五年)。
- (21) 注20に同じ。但し「二代を隔て」のことは新たに加えた。
- (22) 注20に同じ。

(こ)とう・あきお 成城大学元教授